## 野生鳥獣の肉における放射性核種の濃度測定結果について

令和7年11月10日 福島県生活環境部自然保護課

### 1 今回の測定結果(概要)

イノシシ19頭、ツキノワグマ22頭のうち、相双地域のイノシシ(2頭)が 基準値を超過しました。

### 2 今回の測定結果 (詳細)

## イノシシ

No. 1 2	方部 県北	福島市	メッシュ番号 B424	捕獲月日	核種濃度 (セシウム)Bo	n/kơ
	県北		R424			4/ 1/8
2	<b>宗</b> 北		DTZT	R7.8.16	27	
		本宮市	B222	R7.9.23	65	
3	県中	須賀川市	E732	R7.9.23	22	
4	ボヤ	古殿町	E541	R7.9.16	26	
5		喜多方市	A464	R7.9.21	5.8	
6		西会津町	A344	R7.8.30	検出せず 〈6.5(134Cs) 〈4.2(137Cs)	
7		西会津町	A344	R7.9.12	検出せず 〈5.4(134Cs) 〈3.8(137Cs)	
8		西会津町	A451	R7.9.27	検出せず 〈7.5(134Cs) 〈6.0(137Cs)	
9		三島町	A153	R7.8.31	38	
10		三島町	A153	R7.8.31	32	
11	会津	三島町	A153	R7.8.31	32	
12		三島町	A153	R7.9.15	16	
13		会津美里町	A164	R7.9.1	19	
14		会津美里町	A164	R7.9.1	25	
15		会津美里町	A164	R7.9.1	25	
16		会津美里町	A164	R7.9.1	28	
17		会津美里町	A164	R7.9.1	20	
18	<del>∤</del> ⊟ 2\\\\	大熊町	B074	R7.8.27	1,800	*
19	相双	大熊町	B074	R7.8.27	4,300	*

# ツキノワグマ

		T		Т	1
No.	方部	捕獲地点	メッシュ番号	捕獲月日	核種濃度 (セシウム)Bq/kg
		I— 4 I	5400	55.010	
1	県北	福島市	B422	R7.8.10	92
2		喜多方市	A473	R7.9.15	18
3		西会津町	A354	R7.8.29	検出せず 〈6.4(134Cs) 〈6.0(137Cs)
4		西会津町	A452	R7.9.1	検出せず 〈6.1(134Cs) 〈7.0(137Cs)
5		西会津町	A254	R7.9.8	15
6		西会津町	A344	R7.9.11	検出せず 〈6.4(134Cs) 〈6.7(137Cs)
7		西会津町	A251	R7.9.20	5.7
8		西会津町	A353	R7.9.21	検出せず 〈6.2(134Cs) 〈4.8(137Cs)
9		西会津町	A353	R7.9.22	12
10		西会津町	A351	R7.9.23	検出せず 〈6.1(134Cs) 〈4.4(137Cs)
11		西会津町	A353	R7.9.23	検出せず 〈6.8(134Cs) 〈6.3(137Cs)
12	会津	西会津町	A353	R7.9.24	8.6
13		西会津町	A353	R7.9.24	検出せず 〈7.5(134Cs) 〈5.7(137Cs)
14		西会津町	A452	R7.9.27	検出せず 〈8.3(134Cs) 〈5.8(137Cs)
15		西会津町	A452	R7.9.27	検出せず 〈7.3(134Cs) 〈5.5(137Cs)
16		西会津町	A351	R7.9.28	4
17		会津坂下町	A263	R7.9.23	35
18		三島町	A044	R7.8.29	27
19		三島町	A151	R7.8.31	23
20		三島町	A153	R7.9.17	6.9
21		会津美里町	A162	R7.8.31	16
22		会津美里町	A162	R7.9.22	12

 $<sup>\</sup>bigcirc$  \*は、Cs(セシウム)2核種合計が食品衛生法における一般食品(肉)の国の新基準値 100Bq/kgを超えているもの。

#### 3 国からの摂取制限・出荷制限の指示状況

鳥獣種類	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき
イノシシ (摂取制限)	0					0	
イノシシ (出荷制限)	0	0	0	0	0	0	0
ツキノワグマ (出荷制限)	0	0	0	0	0		
キジ (出荷制限)	0	0	0	0	0	0	0
ヤマドリ (出荷制限)	0	0	0	0	0	0	0
カルガモ(出荷制限)	0	0	0	0	0	0	0
ノウサギ (出荷制限)	0	0	0	0	0	0	0
ニホンジカ(出荷制限)	0	0	0	0	0	0	0

※イノシシ(摂取制限):県北地域(H23.11.25~)、相双地域(H23.11.9~)

※イノシシ(出荷制限):県北地域(H23.11.25~)、県中地域、県南地域(H23.12.2~)

会津地域、南会津地域(H25.7.5~)、相双地域(H23.11.9~)

いわき地域 (H23.12.2~)

※ツキノワグマ(出荷制限):県北地域、県中地域、県南地域(H23.12.2~)

会津地域、南会津地域(H24.7.27~)

※キジ(出荷制限): 県内全域(H25.1.30~)

※ヤマドリ(出荷制限):県内全域(H24.11.13~)※カルガモ(出荷制限):県内全域(H25.1.30~)※ノウサギ(出荷制限):県内全域(H25.1.30~)※ニホンジカ(出荷制限):県内全域(R7.10.3~)

### 4 野生鳥獣肉(シカ肉(ニホンジカ)) 出荷制限の一部解除について

原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)から出荷制限が指示されている福島県内で捕獲された野生鳥獣肉(シカ肉(ニホンジカ)(出荷制限設定:令和7年10月3日))の内、県が定める出荷・検査方針に基づき管理されるものについて、以下のとおり出荷制限が解除されます。

○対象となる獣肉

シカ肉(ニホンジカ)

○対象となる食肉処理施設

食肉処理施設	地域	解除日
ふくしまジビエファクトリー (郡山市)	郡山市	令和7年10月3日

○出荷制限指示及び一部解除、出荷·検査方針等

【外部リンク】厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/houdou\_list\_202510.html

### 5 県からの要請

- イノシシ、キジ、ヤマドリ、カルガモ、ノウサギ、<u>ニ</u>ホンジカ(県が定める出荷・検査方針に基づき管理されるものを除く)の肉については、県内全域において自家消費を控えるようお願いしております。
- ツキノワグマの肉については、中通り(県北、県中、県南地域)、会津(会津、南会津地域)において自家消費を控えるようお願いしております。
- マガモの肉については、県北、いわき地域において自家消費を控えるようお願いしております。
- 上記以外についても、野生動物の自家消費は慎重な対応をお願いしています。

### 6 これまでに基準値超過の個体が確認された市町村

鳥獣の種類	規制値(基準値)超過の個体が確認された市町村
イノシシ	福島市○△、二本松市○△、伊達市○△、本宮市○、桑折町○、国見町○、川俣町○△、大玉村○、郡山市○△、須賀川市○△、田村市○△、天栄村○△、石川町○、古殿町○、平田村△、三春町○、白河市○△、棚倉町○△、塙町○、矢祭町△、西郷村○△、鮫川村○△、喜多方市○、磐梯町○、北塩原村○、西会津町○、猪苗代町○、会津坂下町○、柳津町○、三島町○、相馬市○△、南相馬市○△、広野町○、楢葉町○、富岡町○、川内村△、大熊町○、双葉町○、葛尾村○、飯館村○、いわき市○△
ツキノワグマ	福島市○△、伊達市○、二本松市○△、本宮市○、桑折町○、国見町○、大玉村○、郡山市○、須賀川市○、白河市○、西郷村○△、会津若松市○、喜多方市○、北塩原村○、磐梯町○、猪苗代町○、柳津町○、昭和村○、三島町○、会津美里町○、下郷町○、南会津町○
キジ	伊達市〇、田村市〇、相馬市〇、南相馬市〇
ヤマドリ	福島市○、二本松市○、伊達市○、国見町○、川俣町○、郡山市○、田村市○、白河市○、塙町○、相馬市○、南相馬市○、いわき市○△
カルガモ	伊達市○、会津美里町○、 南相馬市○、いわき市○
マガモ	福島市○、いわき市○
コガモ	なし
ニホンジカ	西郷村△、檜枝岐村○、猪苗代町○、郡山市○、南会津町○、福島市○
ノウサギ	伊達市〇、川俣町△、矢吹町〇

<sup>○</sup>はH24.4.1以降調査で、基準値である100Bq/Kgを超えたもの

<sup>△</sup>はH24.3.31以前調査で、暫定規制値である500Bq/Kgを超えたもの